(案)

工事請負契約書

工事請負契約書

- 1. 工事名称
- 2. 工事場所
- 3. 工事を施工しない日 土曜日、日曜日、大型連休(4月〇日~5月〇日) 夏期休暇(8月〇日~〇日) 年末年始(12月〇日~1月〇日) 工事を施工しない時間帯 平日の午後〇時から午前〇時まで
- 4. 工 期 自) 令和 年 月 日 至) 令和 年 月 日
- 5.請負代金額 ¥. -(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥.-)
- 6.契約保証金 請負代金額の10分の1以上又は免除のどちらかを記入。
- 7. 監督職員
- 8. 解体工事に要する費用
- 9. 住宅建設瑕疵担保責任保険

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて 次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は別紙の共同企業体協定 書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。 (総則)

- 第 一 条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
 - 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者 に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により 行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成四年法律第五十一号)に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治二十九年法律 第八十九号)及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の定めるところによるものと する。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第三条 受注者は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、 発注者に提出しなければならない。 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第 四 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注 者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する 法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社をい う。以下同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の 締結
 - 2 受注者は前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であっ て、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることがで きる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。
 - 4 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該 保証は第五十五条第第三項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証 するものでなければならない。
 - 5 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、 当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は 第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の 額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第 五 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第十三 条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十八条第三項の規定による部分払 のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権 その他の担保の目的に供してはならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得

た場合は、この限りでない。

- 3 受注者は、前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の 施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場 合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなけれ ばならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第一項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 六 条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその 機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならな い。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第 七 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知 を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第七条の二 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない
 - 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定による届出
 - 三 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当 該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも当該する場合。
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる 場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届 出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受 注者が発注者に提出した場合。
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる 場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日 (発注

者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合。

- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各 号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同 号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号口に定める 期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と 締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の一に相当する額。
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同 号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内 に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と 締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の五に相当する額。

(特許権等の使用)

第 八 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、 施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。 ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特 許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、 発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第 九 条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
 - 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づき発注者の 権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計 図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成 した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
 - 3 発注者は、二名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、 それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の 権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しな ければならない。

- 4 第二項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行うものとする。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して 行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達 したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注 者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めると ころにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これら の者を変更したときも同様とする。
 - 一 現場代理人
 - 二 (A) [] 主任技術者
 - (B) [] 監理技術者
 - (C) 監理技術者補佐(建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する者をい う。以下同じ。)
 - 三 専門技術者(建設業法第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)
 - [注] (B) は、建設業法第二十六条第二項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。(C) は、(B) を使用する場合において、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。
 - []の部分には、同法第二十六条第三項本文の工事の場合に「専任」の字句を記入する。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り 及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合 には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任 せず自ら行使しようとするものがあるときは、予め当該権限の内容を発注者に通知し なければならない。
 - 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。 以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第十一条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告 しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第十二条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を 兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、 労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、 受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求 することができる。
 - 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果の請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発 注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求す ることができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項ついて決定し、その結果の請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその 品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
 - 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したもの を使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注 者の負担とする。
 - 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日 以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場 外に搬出してはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第十四条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について

見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、 又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事 については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の 記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第十五条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する 建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場 所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
 - 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内 に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第二項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料

若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請 負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はそ の返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原 状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、 監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
 - 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、 当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他 の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに当該工事用地等を修復し、取 り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注 者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第十七条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員が その改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、 当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によると きは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 2 監督職員は、受注者が第十三条第二項若しくは第十四条第一項から第三項までの規 定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊 して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき は、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の現状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然 的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
 - 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事 実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。た だし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いなしに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後十四日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、予め受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要がある

もの 発注者が行う。

- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を 伴うもの 発注者が行う。
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を 伴わないもの 発注者及び受注者間で協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第十九条 発注者は、前条第四項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地 すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」 という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害 を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認め られるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又 は一部の施工を一時中止させなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を 受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第二十一条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働 時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事情により工事等の実 施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第二十二条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その 他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができ ないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められる ときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責め に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を 行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第二十三条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮 変更を受注者に請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第二十四条 工期の変更については、発注者及び受注者間で協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第二十二条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更等)

- 第二十五条 請負代金額の変更については、発注者及び受注者間で協議して定める。ただ し、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者 に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者間で協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十六条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと 認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。 以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動 前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金 額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価 指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四 日以

内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により、請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によ るほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議 して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあっては、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第二十七条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、予め監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - 2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を監督職員に直ちに通知 しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置

に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第二十八条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その 他工事の施工に関して生じた損害(次条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項に 規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害 (第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)の うち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第二十九条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がそ の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担 する。
 - 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第三十条 工事目的物の引渡し前に天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者及び受注者いずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項 の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは 建設機械器具であって第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八

条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には その評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、 残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、 当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工 事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその 機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものに
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可 抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損 害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取 片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは 「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項 を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

ついては、その修繕費の額とする。

- 第三十一条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十六条から第二十八条まで、前条又は第三十四条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第三十二条 受注者は、工事を完成させたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の 引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負 代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受 注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検 査職員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完 成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第三十三条 受注者は、前条第二項(同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。 第三項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することがで きる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約 定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数 が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた 日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第三十四条 発注者は、第三十二条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、 工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
 - 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって 受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第三十五条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
 - 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に添えて、電磁的方法であって、当該 保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができ る。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前 払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して請負代金額の十分 の二以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
 - 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)から受領済み前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第三十七条まで、第四十一条及び第五十四条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
 - 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五(第4項により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十八条又は第三十九条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
 - 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合に おいて、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、 その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の 額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の十 分の五(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の六)の額 を差し引いた額を返還しなければならない。
 - 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)第八条第一項の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第三十六条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払 金の支払いを請求する場合には、予め保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者 に寄託しなければならない。
 - 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証 契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第三十八条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの 工事材料及び製造工場等にある工場製品(第十三条第二項の規定により監督職員の検 査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないもの にあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請 負代金額の十分の九以内の額について、次項から第七項までに定めるところにより部 分払を請求することができる。

ただし、この請求は工期中一回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、予め当該請求に係る出来形部分又は 工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に 請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第三項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から十四日以内に、部分払

金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第一項の請負代金相 当額は、発注者及び受注者間で協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受け た日から十日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≦ 第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)

7 第五項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び第六項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

- 第三十九条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十二条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十三条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
 - 2 前項の規定により準用される第三十三条第一項の規定により請求することができる 部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定 部分に相応する請負代金の額は、発注者及び受注者間で協議して定める。ただし、発 注者が前項の規定により準用される第三十三条第一項の請求を受けた日から十四日以 内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1-前払金額/請負代金額)

(複数会計年度に係る契約の特則)

第四十条 複数会計年度に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度 額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

 年度
 円

 年度
 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項 の出来高予定額を変更することができる。

(複数会計年度に係る契約の前金払の特則)

- 第四十一条 複数会計年度に係る契約の前金払については、第三十五条中「契約書記載の 工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の 会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第三十六条中「請負代金額」とあ るのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度における第三十八条第一項の請負 代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度 までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたとき は、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、こ の契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度において は、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することは できない。
 - 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
 - 3 第一項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が 設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項 の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当 分(円以内)を含めて前払金の支払いを請求することが できる。
 - 4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの 出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の 規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達 するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
 - 5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの 出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の 保証期限を延長するものとする。この場合においては、第三十六条第4項の規定を準 用する。

(複数会計年度に係る契約の部分払の特則)

第四十二条 複数会計年度に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が 前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の 当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することが できる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、 第三十八条第六項及び第七項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≦ 請負代金相当額の 9/10

- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
- {請負代金相当額- (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}
- ×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	口
年度	口
年度	口

(第三者による代理受領)

- 第四十三条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三 者を代理人とすることができる。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者 の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている ときは、当該第三者に対して第三十三条(第三十九条において準用する場合を含む。) 又は第三十八条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第四十四条 受注者は、発注者が第三十五条、第三十八条又は第三十九条において準用される第三十三条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第四十五条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過去の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
 - 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、 発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に 履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履 行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追 完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第四十六条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次号又は第四十八条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第四十七条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - 一 第五条第四項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - 四 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 五 正当な理由なく、第四十五条第一項の履行の追完がされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第四十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約 を解除することができる。
 - 一 第五条第一項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - 二 第五条第四項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
 - 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した とき。
 - 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を 達することが出来ないとき。
 - 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に 履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 九 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第二項に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第6号に規定する暴力団員という。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - 十 第五十一条又は第五十二条の規定によらないでこの契約の解除を申しでたとき。
 - 十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下 この号において同じ。)次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表 者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい ると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した と認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料 等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかっ たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第四十九条 第四十七条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由に よるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約を解除することができな い。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第五十条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行 保証証券による保証が付された場合において、受注者が第四十七条各号又は第四十八 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に 基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求するこ とができる。
 - 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - 一 請負代金債権(前払金[若しくは中間前払金]、部分払金又は部分引渡しに係る請 負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
 - 二 工事完成債務
 - 三 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

四 解除権

- 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務 (第二十九条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各 号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第五十一条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第五十二条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少 したとき。
 - 二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が十分の五(工期の十分の五が 六月を超えるときは、六月。)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場 合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおそ の中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第五十三条 第五十一条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由による ものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第五十四条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 第一項の場合において、第三十五条(第四十一条において準用する場合を含む。)の 規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第三十八条及び第四十二条の規 定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除し た額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合におい

- て、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十七条、第四十八条又は次条第三項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十六条、第五十一条又は第五十二条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により減失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条、第四十八条又は次条第三項の規定によるときは発注者が定め、第四十六条、第五十一条又は第五十二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第五十五条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第四十七条又は第四十八条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請 負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わ なければならない。
 - 一 第四十七条又は第四十八条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除 されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責め に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合と みなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 十四年法律第百五十四号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 十一年法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合(前項の規定により第二項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)第二十九条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。
- 6 第二項の場合(第四十八条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第五十六条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるもの

であるときは、この限りでない。

- 一 第五十一条又は第五十二条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第三十三条第二項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)第八条第一項の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第五十七条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十二条第四項又は第五項(第三十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、 発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を 負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不 適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等をすることが できる。
 - 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等 当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるこ とで行う。
 - 4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる 契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる 請求等をすることができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適

合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合がある ことを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号) 第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条 に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について 請求等を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前各項の規定 は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第五十八条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
 - 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第五十九条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)第二十九条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
 - 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき国の債権の管理 等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)第二十九条の規定により 財務大臣が定める率で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第六十条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっ

せん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、 専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の 工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、 第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定に より発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三 項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっ せん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第六十一条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停 に

より紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第六十二条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、 請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しな い限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の 交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第六十三条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

本契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 東京都調布市深大寺東町 7-42-23 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 電子航法研究所 所 長

受注者